

生活支援のためのサービス

◆高齢者タクシー利用料金の助成

| | |
|-----|---|
| 内 容 | 病気やけがなどで通院する際、バスの利用が極めて難しい高齢者に対してタクシー利用料金の一部を助成します。 |
| 対 象 | 70歳以上の市内在住者で、次の①～③のすべてに該当する人 ①ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯 ②市町村民税所得割非課税世帯（同居する全ての者） ③病気やけがなどで通院時に、バス利用が極めて困難であると判断される人 ※要介護1～5までの要介護認定者と障害者タクシー助成を受けている人は除きます。③は65歳以上で市長が認めた者 |
| 助 成 | 1回900円（年間24回まで） |

◆福祉電話の設置

| | |
|-----|---|
| 内 容 | 低所得のひとり暮らしの高齢者に電話加入権を貸与し、基本使用料を市が負担します。通話料・オプション料金は自己負担となります。 |
| 対 象 | 市町村民税非課税のひとり暮らし高齢者で、貸与が必要と認められる人 |

◆緊急通報システムの設置

| | |
|-------|--|
| 内 容 | ひとり暮らし高齢者等が、緊急時に24時間体制のセンターへ通報することにより、センターの係員が緊急対応し救急車の要請や協力員への連絡をします。 |
| 対 象 | 市内在住のおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者および高齢者世帯 |
| 利 用 料 | 月額310円 |
| 条 件 | 近隣に住む協力員（3名）の登録が必要です（困難な場合はご相談ください） |

◆日常生活用具の購入支援

| | |
|-----|---|
| 内 容 | 市内在住のひとり暮らし高齢者等に、火災警報器、自動消火器、電磁調理器の購入費用について給付をします。（所得税額による要件があります。） |
|-----|---|

福祉用具の給付・貸与

◆車イスの貸し出し

| | |
|---------|------------------------------------|
| 利 用 料 | 短期（1か月未満）・・・無料 1か月以上・・・2,000円/回 |
| (申)・(問) | 諏訪市社会福祉協議会（市総合福祉センター2階） ☎52-2508 |